

業務説明書

1 件名 : 名護市営球場配置計画委託業務

2 趣旨 : 名護市営球場は、競技スポーツの場、生涯スポーツ・レクリエーションの活動の場として広く市民に親しまれており、沖縄県内におけるプロ野球春季キャンプの最初の誘致先として北海道日本ハムファイターズにより現在も引き続き活用がなされている。しかしながら、昭和 52 年の供用開始から 37 年が経過しており、コンクリート剥離等の老朽化が著しく、市民の安心・安全な活動を支える場としての機能が低下している。

そこで、既存の施設を取壊し、施設の見直し及び再配置、改修等を行うことにより、市民の健康増進等の福祉に寄与し、今後予想される利用頻度・利用者の増加及び利用主体・利用目的の多様化等に対応できるスポーツコンベンション拠点の核施設として、またプロ球団の使用にも対応できる施設として機能の向上を図ることを目的とする。

また将来的には、プロスポーツ選手を夢見る子供達の競技レベルの向上や、本市へ訪れる観光客及びスポーツ合宿等の増加による観光等の周辺産業の振興へとつなげる。

配置計画にあたっては、計画地におけるさまざまな制約や条件の中で、野球場に必要な機能を効率よく配置する工夫が不可欠である。そのため、設計者の選定方法を技術提案書に基づいた公募型プロポーザル方式とすることにより、創造性や技術力・経験等に優れた設計者を選定することとする。

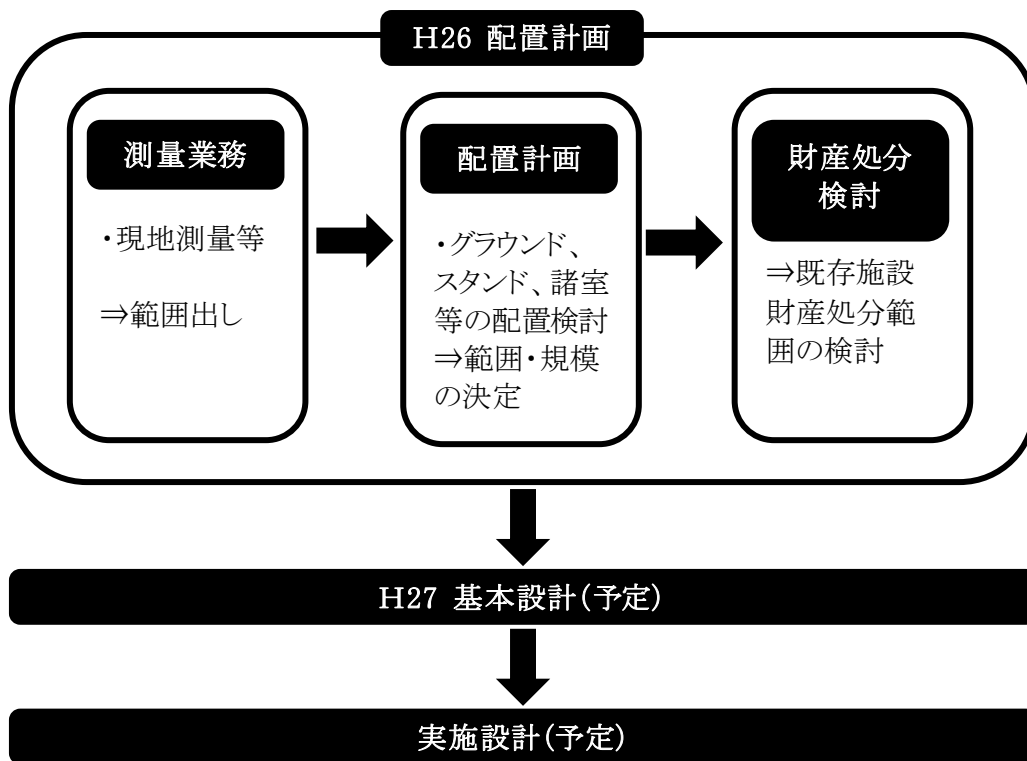
3 施設概要

- | | |
|----------|-----------------------|
| (1) 施設名称 | 名護市営球場 |
| (2) 計画場所 | 沖縄県名護市字宮里 6492 番 96 |
| (3) 敷地面積 | 15,533 m ² |
| (4) 用途地域 | 白地地域 |
| (5) 地域地区 | 公園及び緑地 |

※別紙位置図及び現況図参照。

4 業務フロー

本業務フローは下図に示すとおりです。



5 技術提案のため与条件及び改修後の概要

技術提案のための与条件及び改修後概要は次のとおりとします。

(1) 与条件

- ① プロ野球のキャンプに対応した施設であること。
- ② 利用者(選手・観客等)の動線確保に関して、グラウンドの形状や、諸室の配置、スタンドの形状等の面において使い勝手がよく、機能的な施設であること。
- ③ 管理面に関して、排水機能に優れ、グラウンド整備、芝生養生等の維持管理のしやすい施設であること。また、照明施設、スコアボード、諸室等メンテナンスの面においても維持管理に優れた機能的な施設であること。

(2) 改修後概要(野球場)

- ① グラウンド (両翼:100m、中翼:122m)
- ② スタンド (収容人員:6,000人程度)
- ③ 照明施設 (6基)
- ④ スコアボード (電光掲示板)

(2) 改修後概要(付属施設)

- | | | |
|---------------|----------|-----------|
| ① ロッカールーム | ② ダッグアウト | ③ 監督・コーチ室 |
| ④ シャワー室 | ⑤ 湯沸室 | ⑥ 審判室 |
| ⑦ 本部室 | ⑧ 事務室 | ⑨ 会議室 |
| ⑩ 多目的室 | ⑪ 医務室 | ⑫ 放送室 |
| ⑬ 記者室 | ⑭ 倉庫 | ⑮ 機材置き場 |
| ⑯ 来賓室 | ⑰ 便所 | |
| ⑱ その他球場に必要な施設 | | |

(3) 主要構造：今後の基本設計により決定する。

※上記概要は、今後の測量結果、協議等により変更となる場合があります。

6 技術提案について

本プロポーザルにおける提案事項、配点及び評価項目は次のとおりとする。
なお、プロポーザル参加希望者は所定の様式に、下表に挙げる評価項目ごとに提案又は説明事項を記載すること。詳細は「技術提案書作成要領」を参照。

※プロポーザル参加表明者が6社以上となった場合は、1次審査(書類審査)により上位5社程度を選定します。2次審査はプレゼンテーションとし、1次審査・2次審査の最高得点者を本業務に適した設計候補者として選定します。

提案事項	配点	評価項目	
1. 提案の 的確性	20点	①	施設全体の位置・方位・規模及び諸室の配置に関する提案
		②	プロ野球のキャンプに対応する施設としての提案
		③	利用者(選手等の野球関係者及び障がい者・高齢者等を含む観客等)の動線確保に関する提案
		④	排水機能及び施設全体の維持管理に関する提案
		⑤	海岸線やサブ球場等の周辺施設に与える影響についての諸条件の整理及び解決策の提案
2. 業務の 実施方針	10点	①	業務の取組み体制
		②	業務の実施方針に関して配慮した事項
3. 提案者の 実績等	20点	①	企業として同種・同様の業務実績及び受賞歴
		②	各担当技術者の有無
		③	担当技術者の資格及び経験等

7 業務の期間

平成26年12月26日(金)(予定)から平成27年3月20日(金)

8 業務の内容

	工種	内容
(1)	測量業務	
	基準点測量	4級基準点測量
	用地測量	公図の転写、連続図面作成
	現地測量	現地測量
(2)	配置計画業務	3.6ha
	グラウンド基本計画 (土木)	<ul style="list-style-type: none"> ・現況把握 ・敷地分析 ・計画内容の検討及び設定
	諸室配置計画 (建築)	<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関ヒアリング調査 ・事例調査 ・機能・規模の検討 ・配置計画の検討 <ul style="list-style-type: none"> ・配置計画図作成 ・配置計画の比較検討
	公園配置計画 (全体)	<ul style="list-style-type: none"> ・設計協議 ・基本計画図の作成 ・概算工事費の算出 ・基本計画説明書の作成 ・鳥瞰図及び透視図の作成
(3)	財産処分検討業務	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺施設への影響調査

※業務内容の詳細については、別添「測量業務共通仕様書(平成 26 年7月 沖縄県土木建築部)」「設計業務等共通仕様書(平成 26 年7月 沖縄県土木建築部)」「建築設計業務委託共通仕様書(平成 23 年4月 沖縄県土木建築部)」及び「配置計画委託業務特記仕様書」による。

9 業務の成果品

(1)	配置計画報告書
	A3版に製本、チューブファイル、2部提出
	<p>※基本設計報告書は、配置図、平面図、立面図、断面図、プラン決定理由、他の検討プラン比較検討書、部屋別利用プログラム、面積決定根拠資料、概算工事費算出根拠資料及びその他監督員が指示する資料を含むものとする。</p>

(2)	設計図書
	A3版に製本黒表紙金文字タイプ打、1部提出(正本)、 チューブファイル1部(副本)
	※設計図書は、仕様・内訳書、各種図面、数量根拠資料(数量拾い書・拾い図)、各種設計根拠資料等及びその他調査職員が指示する資料を含むものとする。 ※業務の成果品等については、別添「配置計画委託業務共通仕様書」及び「配置計画委託業務特記仕様書」による。
(3)	CD-Rにて全てのデータを提出すること。
	※様式・形式については調査職員と協議

10 参考業務価格

8,856,000 円(消費税込み)

※この金額は契約予定額ではなく、費用上限等を示すものである。

- ② 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)等に基づく再生又は再生手続き等を行なっていないこと。
- ③ 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団又は暴力団員の統制の下にある団体でないこと。
- ④ 沖縄県内に本社が所在する企業であること。又は、沖縄県内に支店又は営業所が所在する企業であること。ただし、支店又は営業所には技術担当者が配置されていること。
- ⑤ 本業務を円滑に履行することができる運営体制が整備され、本要領及び別紙仕様書等に記載された内容を遵守できるもの。

(2) 単体企業の要件

- ① 単体企業及び共同企業体共通要件の①～⑤を満たした企業であること。
- ② 測量士を雇用していること
- ③ 下記に挙げる資格の内、いずれか1つ以上を有する管理技術者を雇用していること。
 - ア 技術士(総合技術監理部門、建設部門の内、一つ以上の資格を有する者)
 - イ RCCM(鋼構造及びコンクリート部門、都市計画及び地方計画部門の内、一つ以上の資格を有する者)
- ④ 下記に挙げる資格の内、いずれか1つ以上を有する土木担当技術者を雇用していること。
 - ア 技術士(総合技術監理部門、建設部門の内、一つ以上の資格を有する者)
 - イ RCCM(鋼構造及びコンクリート部門、都市計画及び地方計画部門の内、一つ以上の資格を有する者)
 - ウ 1級土木施工管理技士
- ⑤ 一級建築士を雇用していること

(3) 共同企業体の要件

- ① 単体企業及び共同企業体共通要件の①～⑤を満たした企業であること。
- ② 代表企業及び構成企業とし、2社もしくは3社であること。
- ④ 代表企業は単体企業の要件③に挙げる管理技術者を雇用していること。
- ⑤ 代表企業又は構成企業のいずれかは、単体企業の要件④に挙げる土木担当技術者を雇用していること。
- ⑥ 代表企業又は構成企業のいずれかは、測量士及び一級建築士を雇用していること。
- ⑦ 代表企業の出資比率は構成員の内、最大の出資比率(51%以上)でなければならない。

- ⑧ 構成企業の内、最小の出資比率は次の割合以上でなければならない。
 - ア 2企業の場合 30%以上
 - イ 3企業の場合 20%以上
- ⑨ 参加表明書の提出の際に、協定書(様式2)を提出すること。

(手続き及び各様式等)

第5 プロポーザルの手続き及び各様式等は、次の各号による。

- (1) プロポーザルの手続きは、本要領に記載された手続きに基づいて行うものとする。
- (2) プロポーザルの参加希望者は「技術提案書作成要領」に基づき所定の様式に必要事項を記載の上、提出すること。
- (3) プロポーザルの様式は、以下による。

※詳細は「技術提案書作成要領」をご参照ください。

①	参加表明書 単体企業の場合 共同企業体の場合	様式 1-1 様式 1-2
②	協定書 ※共同企業体の場合のみ	様式 2
③	質問書	様式 3
④	回答書	様式 4
⑤	技術提案書	様式 5-1～5-5
⑥	見積書	様式 6
⑦	1次・2次審査結果通知書 (設計候補者用、次点者用、非選定者用)	様式 7-1～7-3

(失格条項等)

第6 次の各号の一つに該当する場合、プロポーザルは無効とする。

- (1) プロポーザルの提出方法、提出先に適合しないもの、提出期限を過ぎたもの。
- (2) プロポーザルの技術提案書作成要領に示された内容に適合しないもの。
- (3) プロポーザル所定様式において記載すべき事項以外の内容が記載されているもの。
- (4) 所定様式において許容された表現方法以外の表現方法が用いられているもの。
- (5) 虚偽の内容が記載されているもの。
- (6) この要領及び提出要請書に定められた以外の手法により、審査委員又は関係者にプロポーザルに対する援助を直接的、間接的に求められた場合。

名護市営球場配置計画委託業務公募型プロポーザル方式実施要領

(目的)

第1 この要領は、名護市営球場配置計画委託業務に係る公募型プロポーザル方式(以下「プロポーザル」という。)により設計者を選定する場合の手続きについて、必要な事項を定める

(審査委員会)

第2 プロポーザルによる設計者の選定を厳正かつ公平に行うため、名護市営球場配置計画委託業務公募型プロポーザル方式選定審査委員会(以下「審査委員会」という。)を置く。

2 審査委員会に関する規定は、別に定める「名護市営球場配置計画委託業務公募型プロポーザル方式選定審査委員会設置要領」による。

(プロポーザルの審査及び設計候補者の選定)

第3 プロポーザルの審査は、次の各号による。

- (1) プロポーザルの審査は、第4に定める評価項目について審査し、最高得点者を本業務に適した設計候補者として選定する。
- (2) プロポーザル参加表明者が6社以上となった場合は、1次審査(書類審査)により上位5社程度を選定する。
- (3) 2次審査はプレゼンテーションとし、1次審査・2次審査の合計により最高得点者を選定する。
- (4) ヒアリングが必要な場合は、日時、場所、留意事項等について別途通知する。
- (5) 審査結果については、プロポーザル提出者全員に通知するとともに公表する。
- (6) この手続きに参加した者が、地方自治法施行令第167条の4第1項又は第2項に規定する者に該当することとなった場合又は名護市から工事の設計の委託契約に係る指名停止を受けることとなった場合は、その者とは契約の締結を行わない。なお、この場合は、次点の者を設計候補者とする。

(参加資格)

第4 本プロポーザルの提案者は単体企業又は共同企業体によるものとし、参加資格は次の各号による。

(1) 単体企業及び共同企業体共通要件

- ① 地方自治法施行令(昭和22年法律第16号)第167条の4条1項の規定を準用し、一般競争入札参加者資格を欠くものでないこと。

(プロポーザルの取扱い)

第7 提出されたプロポーザルの取扱いは、次の各号による。

- (1) 提出されたプロポーザルは返却しない。
- (2) プロポーザルの作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。
- (3) 提出されたプロポーザルは、審査及び説明の目的に、その写しを作成し使用することができるものとする。
- (4) 提出されたプロポーザルは、公平性、透明性及び客観性を期すため、公表することがある。
- (5) 前号により公表する場合、提案(様式 5-5)は、その写しを作成し使用することができるものとする。

(受注資格の喪失)

第8 本業務を受注した設計者が製造業及び設計業と資本・人事面等において関連があると認められる場合、当該関連を有する製造業及び建設業の企業は、本業務に係る工事の入札に参加し又は当該工事を請負うことはできないものとする。

(事務局)

第9 プロポーザルの実施事務局は、建設部都市計画課に置く。

附 則

この要領は、平成 26 年 12 月 11 日より適用する。

名護市営球場配置計画委託業務プロポーザル
技術提案書作成要領

本業務における技術提案書作成要領は次のとおりです。

1 件名：名護市営球場配置計画委託業務

2 提出書類

プロポーザルの参加希望者は下記の資料を作成し、提出して下さい。

(1) 参加表明書(様式 1-1 又は 1-2)の提出

プロポーザルの参加表明は「参加表明書(様式 1-1 又は 1-2)」を提出して下さい。

- ① 提出期限：平成 26 年 12 月 22 日(月) 10:00 まで
- ② 提出方法：持参又は郵送

(2) 協定書(様式 2)の提出

共同企業体での参加表明者は「共同企業体協定書(様式 2)」を提出してください。

- ③ 提出期限：平成 26 年 12 月 22 日(月) 10:00 まで
- ④ 提出方法：持参又は郵送

(3) 質問書(様式 3)の提出

本要領等の内容について疑義のある場合は、「質問書(様式 3)」を提出すること。質問内容及び回答については、「回答書(様式 4)」によりプロポーザル参加者全員(共同企業体による参加の場合は代表企業のみ)へ FAX にて通知します。

- ① 提出期限：平成 26 年 12 月 17 日(水) 10:00 まで
- ② 提出方法：持参又は FAX (FAX 番号 54-2714)
- ③ 回答日：平成 26 年 12 月 18 日(木) 17:00 まで
- ④ その他：質疑の内容により、回答できない場合があります。

(4) 管理技術者・担当技術者一覧等の提出(様式 5-2、5-3)

プロポーザルの参加希望者は、参加表明書、協定書とともに「管理技術者・担当技術者一覧(様式 5-2)」及び「主要業務実績書(様式 5-3)」を提出してください。なお詳細は、2(5)に記載の必要書類一覧表のとおりです。

- ① 提出期限：平成 26 年 12 月 22 日(月) 10:00 まで
- ② 提出方法：持参又は郵送

(5) 技術提案書等の提出

プロポーザル参加者は下表に掲げる必要書類の内、「技術提案書(様式 5-1)」、「取組み体制説明書(様式 5-4)」、「プロポーザル提案書(様式 5-5)」、「見積書(様式 6)」を作成の上、「管理技術者・担当技術者一覧(様式 5-2)」及び「主要業務実績書(様式 5-3)」を添付し下記のとおり提出して下さい。

- ① 提出部数 : 8部
- ② 提出期限 : 平成 26 年 12 月 24 日(水) 17:00 まで
- ③ 提出方法 : 持参又は郵送
- ④ 技術提案書等の内容及び注意点について

必要書類の内容等は下表のとおりです。

以下の点に留意し書類を作成し提出して下さい。

- ・所定の様式以外の書類については受理しない。
- ・文字サイズは 8.0 ポイント以上、図の注釈等は 6.0 ポイント以上とする。
- ・様式 4-1 から様式 4-5 まで一連の通し番号を振ること。
- ・カラーにて資料を作成した場合は白黒印刷を不可とする。

必要書類一覧表 (単体企業、共同企業体共通事項)

	書類	様式	内容
ア	技術提案書	様式 5-1	技術提案のかがみ文
イ	技術者・担当技術者管理 ※ 12/22	様式 5-2	ア) 業務実績の件数は、管理技術者及び担当技術者の過去の実績で、野球場の新築・増築・改築設計業務、又は施設規模が4ha以上の都市公園設計業務について、3件まで記載すること。なお、業務実績について受賞歴がある場合は、優先して記載すること。 イ) 現に従事している主要な設計又は監理業務は、平成 26 年 12 月1日以降に従事している(又は確実に従事する予定)業務について記載すること。
ウ	主要業務実績書 ※ 12/22	様式 5-3	貴社における業務実績で、過去の実績で野球場の新築・増築・改築設計業務、又施設規模が4ha以上の都市公園設計業務について、3件まで記載すること。なお、業務実績について受賞歴がある場合は、優先して記載すること。
エ	取組み体制説明書	様式 5-4	ア) 本業務に取り組むチーム体制(担当の管理技術者、担当技術者及びメンバーの氏名・役割等)、特に重視する設計上の取組み方・姿勢・考え方、その他本業務を実施することとなった場合の取組み事

			<p>項について記載すること。</p> <p>イ) 上記における取組み体制説明以外の内容を記述してはならない。</p>
オ	プロポーザル提案書	様式 5-5	<p>貴社の「設計コンセプト」及び「既存市営球場の課題」を記載すること。また課題解決にむけた提案を下記の項目(技術提案の評価項目)ごとに記載すること。</p> <p>① 施設全体の位置・方位・規模及び諸室の配置に関する提案</p> <p>② プロ野球のキャンプに対応する施設としての提案</p> <p>③ 利用者(選手等の野球関係者及び障がい者・高齢者等を含む観客等)の動線確保に関する提案</p> <p>④ 排水機能及び施設全体の維持管理に関する提案</p> <p>⑤ 海岸線やサブ球場等の周辺施設に与える影響についての諸条件の整理及び解決策の提案</p> <p>なお、作成にあたっては、以下の項目に留意すること。</p> <p>ア) A3 版横片面 2 枚(横書き)以内にまとめること。</p> <p>イ) 敷地ブロックプラン(配置図)を示すこと。</p> <p>ウ) 諸室平面図を示すこと。</p> <p>エ) その他説明のために簡易なイラストレーションを用いても構わないが、詳細な設計図、模型写真等は不可とする。</p>
カ	見積書	様式 6	本委託業務に係る見積を内訳を付して提出すること。

(6) 審査結果について

プロポーザル参加表明者が6社以上となった場合は、1次審査(書類審査)により上位5社程度を選定します。書類審査の対象は「イ 管理技術者・担当技術者一覧(様式 5-2)」及び「ウ 主要業務実績書(様式 5-3)」とし、別紙「評価項目について」のとおり採点いたします。

2次審査はプレゼンテーションとし、プロポーザル参加者へ審査結果通知書(様式 7-1～7-3)により、審査結果を通知します。

1次審査結果通知日 : 平成 26 年 12 月 22 日(月) (予定)

2時審査結果通知日 : 平成 26 年 12 月 26 日(金) (予定)

(7) 注意事項

- ① 提出書類の作成及びプレゼンテーションに係る諸費用は応募者の負担とし、提出書類等は返却いたしません。
- ② 審査経過については公表いたしません。
- ③ 1事業者につき、提案は1件とします。

- ④ 締切厳守とし、郵送の場合は期限までに到着するよう発送して下さい。
- ⑤ 提出先は本書末尾に記載します。

3 審査の方法

(1) プレゼンテーション審査

技術提案の選定にあたり、プレゼンテーションを行ってまいります。

(2) プレゼンテーション日程

- ① 日時 : 平成 26 年 12 月 25 日 (木)
- ② 場所 : 名護市役所内
- ③ 時間割 : プレゼンテーション 10 分
: 質疑応答 10 分
合計 20 分

- ④ 提出された資料に基づき説明して下さい。なお、追加資料は認めません。
- ⑤ 審査 15 分前までには、名護市庁舎内で待機しておくこと。
※詳細は提案者あてに別途ご連絡いたします。

4 スケジュール

本事業のプロポーザルに係るスケジュールは下表のとおりです(再掲)。

摘要	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火
(1)募集について																					
募集開始			○																		
募集期間			←																		
下記書類の提出期限 ・参加表明書(様式1-1又は1-2) ・協定書(様式2) ※JVの場合み ・管理技術・担当技術者一覧(様式5-2) ・主要業務実績書(様式5-3)														○	※10:00締切						
技術提案書提出期限															○	※17:00締切					
(2)質問書(様式3)について																					
質問受付開始			○																		
質問書提出期間			←																		
質問書提出期限									○	※10:00締切											
回答(様式4) ※予定										○	※17:00まで										
(3)1次審査結果通知 プレゼンテーション開催通知 ※予定														○	※17:00まで						
(4)プレゼンテーション(予定)																○					
(5)2次審査通知(予定) ※業者決定																				○	
(6)契約(予定)																					○

5 問合せ先及び資料提出先

- (1) 住所 : 〒905-0014
名護市港一丁目1番1号
- (2) あて先 : 建設部 都市計画課 都市計画係 担当 仲嶺
- (3) 電話番号 : 0980-53-1212(内線 246)
- (4) FAX : 0980-54-2714